

安全保障関連法が違憲であることを改めて確認し、 最高裁判所に違憲審査権の適切な行使を求める会長声明

安全保障関連法が憲法違反であるとして国家賠償等を求める訴訟が全国各地で提起されている。2023年9月6日、最高裁判所第二小法廷は、東京地裁に提起されていた事件の一つの上告及び上告受理申立てに対し、上告棄却及び上告受理申立て不受理の決定を行ったが、定型文によるもので、実質的な判断に全く踏み込まないものであった。

安全保障関連法が明白に違憲であることについては、圧倒的多数の憲法学者のみならず、最高裁判事経験者ら（長官経験者を含む）、内閣法制局長官経験者らが明確に指摘している。日本弁護士連合会及び当会を始めとする全国全ての単位弁護士会も違憲性を指摘し、速やかな廃止を求めてきたところである。法案の審議の際は、主催者発表によれば10万人を超える人々が国会前に集まるなど、近年例を見ない大規模な反対運動が繰り広げられた。法律専門家と市民が一緒になってこれほどの声を上げたのは、安全保障関連法が、日本の国のかたちを、外国からの攻撃を受けていなくても戦争ができる国へと根本的に変質させてしまうものであったからである。集団的自衛権の行使は現行憲法下では許されずこれを許容するには憲法改正をしなければできないと政府自身が長年に亘って答弁し続けていた。それにより、形成され、確立した憲法規範としての地位を占めるに至っていたはずの政府解釈を、時の内閣が、閣議決定という手続のみで、憲法改正権者である国民を一切関与させずに覆すことは、立憲主義及び国民主権に反するものである。そうであるにも拘わらず、最高裁判所第二小法廷は、本件の憲法上の重大性に何ら触れることなく、上告棄却・上告受理申立て不受理の決定を行い、憲法保障機能を発揮する

という裁判所の責務を果たさなかったものである。

最高裁の違憲審査権は最高裁の地位と権能における要であり、憲法保障・立憲主義の最重要手段である。最高裁判所第二小法廷が、憲法保障機能を発揮するという責務を果たさなかったことは、極めて遺憾である。

全国各地の原告が提起した訴訟は、既に最高裁に係属しているものが他に複数あり、今後もその数は増えるであろう。上告受理申立てに対する上告不受理決定は最高裁として当該事件の法律問題に判断を示したのではなく、何ら判例としての意義、効力を有するものではないから、全国各地の原告が提起した他の訴訟において憲法に係る判断を行うことに何ら支障はない。最高裁の各小法廷は、今一度、憲法によって最高裁に与えられた地位と権能の核心は何なのか、それは何のために与えられたのか、今その地位と権能の持つ力を発揮せずしていつ生かすのか、真剣に顧みるべきである。

現在、この違憲の安保法制を実践に移すべく、いわゆる安保3文書が改定され、いわゆる敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有、軍事予算の大幅拡大などが進行しつつある。このような状況の下、最高裁の果たすべき役割はますます大きく、我々は、憲法保障を等閑にした本決定に強く抗議し、安全保障関連法が違憲であることを改めて確認するとともに、最高裁に違憲審査権の適切な行使を強く求めるものである。

2023(令和5)年11月15日
東京弁護士会会長 松田 純一

子どもとその家族に対する在留特別許可に関する会長声明

本年8月4日、出入国在留管理庁は、「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」を発表し、日本で生まれ育った非正規滞在の子どもの一部について、その家族とともに在留特別許可をする方針としたことを公表した。対象となる人々の人権状況を改善する第一歩として、当会はこれを歓迎する。

在留特別許可については、本年6月に成立した出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等を改定する法律（以下「改定法」という。）が施行された場合には、改定法による改定後の入管法の下で新たなガイドラインが策定されることが見込まれている（改定法参議院法務委員会附帯決議14項参照）。

当会は、この新ガイドラインを国際人権法の諸原則に沿ったものとする、特に、子どもの最善の利益（子どもの権利条約第3条）を判断の中心に据えることを求める。

具体的には、まず子どもの定着性を判断し、日本に一定程度の定着がみられる場合には、在留特別許可をすべきである。日本生まれでなくても、日本の学校に通い日本語しか話せないような子どもも多くいることから、子どもの定着性は、日本で生まれた場合のみならず、比較的低年齢で来日した場合には、短期間であっても認められるべきである。

その上で、子どもの父母から分離されない権利（同条約第9条第1項）や家族として保護される権利（自由権規約第23条第1項）の観点から、子どもを監護する親をはじめ家族全体に対しても在留特別許可をすべきである。家族の構成員に消極事情がある場合には、家族を分離させるほどの事情かどうか

という観点から、在留特別許可の可否を判断すべきである。このとき、子どもは親や家族を選んで生まれてくることはできないのであるから、親や家族の行為の責任を子どもに負わせるべきではないことに留意が必要である。また、入国経緯や不法就労については、本来難民認定されるべき事情の下、本国での迫害を逃れて来日し、子どもを育てるためにやむなく就労したような場合でも、国際基準を逸脱した現在の日本の難民判断基準では難民認定されないことが多いのであるから、その具体的事情を考慮し、消極要素として重視しすぎないようにすべきことにも留意が必要である。

加えて、子どもが日本国籍や特別永住者、または何らかの在留資格を保有する場合には、子どもの利益のために、その家族について在留特別許可がされるべきであるし、比較的低年齢で来日した者については、仮にその後、本人が成人したとしても、その定着性を考慮し、広く在留特別許可をすべきである。

子どもは、いかなる差別も受けることなく、家族とともに生き、成長する権利を有する。その権利を守る第一義的責任は、子どもが現に生きている社会にこそある。当会も、基本的人権の尊重と社会正義の実現という弁護士法第1条第1項の使命を果たすべく、在留特別許可制度の動向を注視し、子どもたちとその家族が権利を保障されるよう、引き続き尽力していく所存である。

2023(令和5)年11月22日
東京弁護士会会長 松田 純一